

令和2年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年12月22日（火曜日）

---

○議事日程（第6号）

令和2年12月22日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第68号 尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第69号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第70号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第71号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第 6 議案第72号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 7 議案第73号 令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 8 議案第74号 令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 9 議案第75号 令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議案第77号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 発議第12号 尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第12 発議第13号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番	三 鬼 孝 之	議 員	2 番	内 山 將 文	議 員
3 番	奥 田 尚 佳	議 員	4 番	楠 裕 次	議 員
5 番	上 岡 雄 児	議 員	6 番	三 鬼 和 昭	議 員
7 番	村 田 幸 隆	議 員	8 番	仲 明	議 員
9 番	小 川 公 明	議 員	1 0 番	南 靖 久	議 員
1 1 番	高 村 泰 徳	議 員	1 2 番	野 田 拓 雄	議 員
1 3 番	濱 中 佳 芳 子	議 員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長代理課長補佐兼総合防災係長	大 和 秀 成 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
建設課長	内 山 眞 杉 君
水道部長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院事務長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院総務課長	徳 井 良 成 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	山 口 修 史 君
教育委員会生涯学習課長	三 鬼 基 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植 前 健 君

監 查 委 員  
監 查 委 員 事 務 局 長

福 本 和 行 君  
野 地 敬 史 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長  
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長  
議 事 ・ 調 查 係 書 記

高 芝 豐  
北 村 英 之  
相 賀 智 惠

[開議 午前 9時59分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第6号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、三鬼孝之議員、2番、内山将文議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第10、議案第77号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」までの計9議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました9議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[10番（南靖久議員）登壇]

10番（南靖久議員） おはようございます。

これより、行政常任委員会に付託されました議案審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第69号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第70号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第71号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、議案第72号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第73号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第74号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補

正予算（第3号）の議決について」、議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第77号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、以上、条例関係3件と補正予算関係6件の計9議案について、去る12月17日、18日の2日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、それぞれの議案について、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査した結果、当委員会に付託となりました計9議案、全て全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

なお、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」は、本条例を設置する理由は理解できるものの、おわせSEAモデル構想自体の事業計画、資金計画が現時点で具体的でないことから、今後においては、具体的な事業計画と資金計画を示した上で、企業版ふるさと納税のPRに努めていただくよう、委員会として要望をいたしたいと思っております。

次に、議案第71号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業につきましては、本市のマイナンバーカードの普及率は、11月末で約17.7%のことであり、マイナンバーカードの利用は、国においては、デジタル社会を築いていく基盤整備と位置づけられております。

当市も、紀北町のように、土日もマイナンバーカード申請の窓口業務を行い、マイナンバーカード普及率を上げるべきとの意見も出されました。

また、交付による利便性がさらに向上する体制づくりが進むことから、本市においても、こうした国の動向に合わせ、積極的に周知、広報活動を図っていただくよう要望いたします。

次に、議案第71号及び議案第74号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」に関わる尾鷲総合病院前バス停の移設に関わる事業につきましては、現在のパーティーハウス前のバス停は、通院や通学、買物などの利用者が多い停留所であるものの、ベンチ等を設置するスペースがなく、利用する方々からの長年の懸案事項でありました。

今回、関係者の理解や国との協議も進み、新たにバス停を尾鷲総合病院玄関前に移設し、また、新しく路側帯を設けることにより、利用者の安全性及び利便性が向上し、道路運行上の安全性も高まることとなることから、今回のバス停移設の取組を高く評価いたしたいと思っております。

しかし、土地取得に関わるバス停移設費用の一部を負担金として、病院事業会計の収益的支出の医業費用で計上されております170万3,000円に対しまして、購入する土地は市の資産となることから、当該費用は、全て一般会計で支出すべきではないかとの意見が出されたことも申し添えさせていただきます。

最後に、依然として終息の兆しが見えてこないコロナ禍において、市民の安全と安心を守るため、日夜、懸命に医療活動を行っている医療スタッフの皆様、委員会として、心からお礼と感謝を申し上げますとともに、これからのインフルエンザ流行期においても、十分に発熱患者等に素早く対応できる体制を整えていただきますようお願い申し上げます、行政常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第3、議案第69号「所得税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第70号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第71号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第72号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第73号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決をされました。  
次に、日程第8、議案第74号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決をされました。  
次に、日程第9、議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決をされました。  
次に、日程第10、議案第77号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決をされました。  
次に、日程第11、発議第12号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局をして、発議の朗読をさせます。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

1番、三鬼孝之議員。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 発議第12号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。



尾鷲市議会の議員定数に関しましては、昨年２月に、尾鷲市議会基本条例を検証する中で、現在の定数が、本市の人口規模や財政の需要にかなったものなのか検討すべきという意見があり、７月には全議員で構成される尾鷲市議員定数問題検討会を設置いたしました。

その後、検討会の中では、議員個々に適正な議員定数に対する考え方を示した上で、市民アンケートを実施し、市民の皆様からは、定数減を望む声が、定数増より現状維持を大きく上回る結果でありましたが、その後、市民の皆様からの貴重な御意見を十分踏まえ、慎重に議論を重ねた結果、本年４月に市民アンケートの中で最も多い意見でもありました定数を現状の１３人から３人減の１０人に改めるという結論に至ったものであります。

議員定数の削減により、市民の皆様の声が市政に反映されにくくなること等を懸念する声もございましたけれども、少子高齢化、人口減少が進む中で、本市の財政状況、本市の将来を真摯に考えた結果、今後、議員一人一人が日々の研鑽、資質の向上に努め、議員活動に傾注することで、市民の皆様への負託に応えるべく、次回一般選挙より、現行の定数１３を１０人に改めるよう提案をいたすところであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ御賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明を終わりました。

これより、発議に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔６番（三鬼和昭議員）登壇〕

６番（三鬼和昭議員） 発議第１２号「尾鷲市議会議員定数の一部改正について」、私としましては、議員歴２７年目にして、初めて反対の立場から討論をさせていただきます。

地方議会は、地方自治法により設置が義務づけされており、住民からの直接選挙で選ばれた議員で構成される合議体で、住民を代表して地方公共団体の意思を

決定する機関であり、行政と言われる執行機関に対し、議会という議決機関として構成されております。そして、地方議会において議決すべき事項については、議決事件と称して、1、条例の制定、改廃、2、予算の議決、3、決算の認定、4、地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金または手数料の徴収、5、工事製造の請負契約のうち政令で定める基準額以上で、条例で定める額以上の契約の締結、6、財産の交換、出資、支払い手段としての費用、適正な対価なくしての譲渡または貸付け、7、不動産の信託、8、政令で定める面積以上の不動産、動産、不動産信託の受益権の買入れ、売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で、条例で定める額以上の契約の締結、9、負担つきの寄附、贈与、10、権利の放棄、11、条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用、12、地方公共団体が当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停、仲介、13、損害賠償額の決定、14、公共的団体等の活動の総合調整、15、法律またはこれに基づく法令により、議会の権限に属する事項、例えば、指定管理者の指定であるとか、地方道路の認定等でありますが、と地方自治法第96条第1項各号に列挙されており、本議会においては、同第96条の第2項に基づき、1、総合計画の基本構想及び基本計画、2、都市マスタープラン、現在は都市計画と名のられています。この時点では都市マスタープラン、3、子供、子育て支援事業計画、4、高齢者、保育福祉計画、5、障害福祉計画、障害児福祉計画について、これらを市政全般にわたる重要な計画等の策定及び変更であるとして、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで市政の運営に資する役目を担うこととしています。

また、議会の重要な役目として、行政に対する監視をする権限も要することから、きめ細かな議会活動を必要とすることは論をまたないのであります。

しかしながら、少子高齢化等で人口減少が進み、平成の合併をなすことができなかった本市にとって、小さくても持続可能な自治体を形成していかななくてはなりません。併せて、小さくても、権能を落とすことのない議会として、議会の在り方改革の中で、議員定数を減らしていくことは避けて通れない課題であり、おのおの、それぞれの議員の考え方については尊重すべきことでもあります。

私は、平成6年に議員として席をいただき、そして活動を始めた頃は、議員定数20人で、3常任委員会と2特別委員会、そして、時限的な決算審査特別委員会が設けられており、きめ細かな審査とともに、議員として審査力とともに、議会運営力をも培うことができたように自覚しております。その後、本市の進む人

口減少や平成の合併をなせなかったことから、私の在任中でも、議員定数は18人、16人、13人と、年数を重ね改正されてきましたが、そのたびに、前段に掲げた議会の権能の強化を高めること及び議員の資質の向上を目的に激しい議論や慎重な検証に努め、委員会の数を減らす機会には、1日1常任委員会開催による議員の傍聴、ほかの委員会の傍聴に努めることで、洞察力の強化であるとか、施策への共通認識を高める取組などが実践として行われ、そして市民の皆さんの前に出向き、自分たちが議論を重ね、まとめ上げたことに対する直線的なパブリックコメントをいただき、訂正すべきは再度、議論を重ね、決めてきた経緯がございませう。

私は、今任期中における1常任委員会の意向について、議員全体の取組次第だとは言えますが、これまでの直近の3常任委員会での審査や政策形成における取組と、あるいは調査力における比較はどうだったのか、少し議会の審査や監視、あるいは政策形成の機会における議会の権能について、いささか低下したのではないかと感じております。

委員長を務められた方々は、議員としてキャリア豊富な人であることから、その都度の委員会運営には労をねぎらわせていただきたいとともに敬意を表しますが、むしろ、物理的に大変な負担ではなかったのかと考えたこともございませう。

平成7年に、国による地方分権推進法が制定され、同11年から、地方自治法の改正により、期間委任事務の廃止とともに、同18年の地方分権改革推進法により、平成の合併の大きな目的の一つと考えられる人口減少が進んだ小さな自治体になっても、この期間委任事務の廃止による地方自治体の事務事業の増加が顕著に進んだことや、行政における政策課題の増大や複雑化、それに住民ニーズの多様化による業務量の複雑さ等が増加したことにより、この1常任委員会等、これまでの複数の常任委員会の実質的な検証をなくして減数に進むことや、地方議会共通の課題として、議員の成り手、議員としてのキャリアのスタートする年代が高齢化しつつある課題をも出だしていること。そして、地方議会の将来の構成や男女の比率はどうなのかとか、後世に残す課題は多岐にわたることから、いま一度、通年議会制度等も含めた調査や議会改革の検証を行った後に、新しい尾鷲市議会の在り方を形成する議論や検討を望むものであります。

既に、体制は決しているとはいえ、さらには、これまでの本会議における議会改革の理念と実績を踏襲できる複数の常任委員会構成を望める機会を残すべきとの考えであるとか、地方自治法の信念や本旨に基づき、発議第12号、尾鷲市議

会議員の定数の一部改正について、反対をいたします。

御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

12番、野田議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） 私は、発議第12号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について」、賛成の立場から討論に参加するものであります。

先ほど、反対討論者から地方自治法における議会議員の役割等の説明をいただきました。

私は、当初、尾鷲市の現状、人口から、将来的人口減少を見据える中で、議員定数は2名減の11人でよいと判断しておりましたが、最終的に議員定数10人の減数に至っております。

その理由は、今回、尾鷲市議会議員定数条例の一部改正についての提案になる前に、尾鷲市議会議員定数問題検討会が設置されております。先ほど、提案者からの説明等がありましたが、令和2年2月25日に、議員定数アンケートの回答結果としてまとまっております。議員配布アンケートが220人、議会報告会アンケートが53人の合計273人の市民意見のまとめが報告されております。

議員アンケートの結果を基に、現状の定数より少なくを希望する市民意見をまとめたものを検証する中で、議員としては、非常に残念な評価結果となっております。

その市民意見を紹介させていただきますと、以下のような意見がありました。

一つは、特にこれといった成果も出さずにいると思う。話合いの場を持ったのに、そのときだけの言葉の約束を交わし、その後、結果が得られない。期待した結果にがっかりする。

二つ目、現状の市人口に対しアンバランス。活動に意欲が感じられない。

三つ目に、議員定数が減れば必ずしもよい市政になるとは限らないが、思いの強い議員の方が選挙に残るのではと思います。尾鷲をいい方向に引っ張ってほしい等々の意見が、厳しい意見が、今回の議員アンケートに示されております。

私は、このような市民意見が上がってきたことに、非常に衝撃を覚えております。非常に残念です。議員は、これらの意見に真摯に向き合い、もっと議員として、議員のあるべき姿を追求するべきだと思っております。

私を含めて、議員にとっては、議員定数の削減は、もろ刃の剣であります。議

員各人にとっては、減数定数は、議員にとって平等の条件ではありません。私は、議員の定数をできるだけ減らせればよいというものではないという意見も十分承知しているつもりであります。

それよりも、今、尾鷲市議会にとって、最重要課題は、市民の信頼を取り戻すことに努めることが、またさらに尾鷲のまちを市民と共に考え、行動する議員を選出する環境整えることが、尾鷲市議会、議員のさらなる発展と成長につながると信じております。

よって、発議第12号、尾鷲市議会議員定数条例の一部改正、議員定数13から減数3とし議員定数10とする内容について、特に賛成の立場から討論に参加させていただきました。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第11、発議第12号「尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第12、発議第13号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） それでは、発議第13号につきまして、意見書案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは、実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。

保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記、一つ、不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。

具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。

二つ、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の充実を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

三つ、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

4 番楠議員。

4 番（楠裕次議員） この不妊治療の保険適用に向けた関係なんですけど、基本的にもう他の自治体は11月末ぐらいに政府に意見書を提出して、国会でもいろいろ議論されてロードマップも示されたということで、私は、この内容については、私も現役の時代にそういう不妊で悩んでいる部下がいたことがありまして、相当苦勞していることも知っております。ですから、反対するわけじゃないんですけど、言葉は悪いですけど、もう既に国のほうでロードマップを示しているのに、今になって、この今日の日付で意見書を出すというのはどうなのかなというところがあります。

それと、もう一つ、基本的に、この賛同者、賛成者が4名で出されているわけなんですけど、市議会議員の一員として、全員で出すのが正当じゃないかと私は思いますけど、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） ただいまの質疑というのは、提案理由に対しての質疑ではございませんし、それから、出し方としてどうなのかということでもありますけれども、発議者は、この提案説明について説明できますか。

2 番、内山議員。

2 番（内山將文議員） 政府は、全世代型社会保障改革の中に、2022年度からの不妊治療の保険適用拡大を明記し閣議決定されました。

1月の召集の通常国会で関連法案が提出されることと思います。確かにそうだと思います。

ただ、本同意書は、保険適用拡大により、不妊に悩む方々の経済負担を和らげることで少子化対策を進めるものであり、一刻も早く実現していただくことを願うものであります。

それと同時に、この記述にあるように、課題となる不妊治療を受ける人の選択肢への配慮、実施されるまでの整合性について、そして、相談体制の拡充について意見するものであります。

あと、議長、賛成者については、僕はここで述べるものではないと思いますので。

議長（村田幸隆議員） 分かりました。

この賛成者については、あくまでも、楠議員の御意見でございます。質疑でありますから、それについては答える必要は私はないと思います。

他にございませんか。

4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今の内容は、もう既に、私が言っているのは、その内容は悪いかじゃなくて、質疑の内容としては、趣旨は分かるんですけど、既に助成制度も拡充するということと2020年に保険適用もしますよと言っているんですから、なぜ今の時点なのかということをもう少し早くする提案があれば、一緒になってできたんでしょうけど、もう時間のずれがあり過ぎて、何をしたいのかというのは、ちょっと私見えないんですけど、その辺の内容をちょっともう一度説明してもらえますか。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） ですから、本同意書が来年1月召集の通常国会の関連法案提出の後押しとなるよう意見するものであります。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

他にないですか。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっと質疑させていただきます。

関連するんですけども、私もこの意見書、ちょっと反対するわけじゃないんですけども、今この時期にという思いがありまして、なぜこの内容なのかなという気がしてならない。と言いますのは、菅総裁が、総裁選で不妊治療の保険適用拡大、これを訴えていました。これは私も知っているんですけども、その中で、来年1月から、1月からですよ、もう来月から。来月から、事実婚のカップルをこの対象にするということは決まっております、それで、あと所得制限も撤廃して、それから助成額も初回は30万、それから2回目以降は15万とかも30万に変更するというところで進んできているわけです、もう。それで、そういう中で、今、楠議員も言われたように、2022年度から、だから正確に言えば2022年の4月から保険適用ということのようございまして、そういうことを考えると、僕は、私の感覚なんですけど、これまで尾鷲市議会の慣例というか、意見書というのは、今後どうなるかちょっと分からないというか、それで尾鷲市にとって、これがやってほしいというようなことを全会一致で、やっぱり国へ対して、要望していこうというのが基本だと思うんですね。

その中で、だから二つ聞きたいことあるんです。

一つは、提案者の内山議員が、今、尾鷲市の実態としてどのようなふうに捉え



ているのか、尾鷲の実態をということと、もう一つ、この文面の中で、厚生労働省は云々という話が真ん中辺りにあって、実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃を含めた助成制度の拡充は早急に解決しなければならない喫緊の課題であるということをおっしゃっているんですけど、この1月から、もう助成を拡充していくということで、厚生労働省、うたっているわけです。所得制限の撤廃をうたっているわけなので、この辺の表現というものをきちんと、このままで、今日の日付で出して、今、楠議員も言われたように、今日の日付で本当いいのかということもございまして、もうちょっと内容を精査して、そして尾鷲市として、議会全体で要望していくんだというようなことであるべきだと思うんですけど、その辺いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 質疑者、御質疑をされる議員さんをお願いしたいと思うんですけども、自己の考えとか思いというのは、できるだけ避けていただきたいと思えます。

3番（奥田尚佳議員） いや、思いじゃなくて、理解している。実態調査、内容は。

議長（村田幸隆議員） それでは、提案者。

2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 内容の協議については、議運、議会運営委員会、全員協議会の協議を経て発議しておりますので、これ以上は適当ではないと僕は考えます。

3番（奥田尚佳議員） 協議していません。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、私は尾鷲市の実態と、どうやって把握しているかということと、この表現というようなことをお聞きしているので、議会運営委員会と全員協議会で協議はしていないじゃないですか、一切。協議をしていけないんですよ、発議ですから。こういうのを出しますよということだけ、議会運営委員会は了解して、全員協議会でも、ああ、そうですかということで、議論は一切していませんよ、してはいけないんですから、これ。じゃ、今の今の答弁はおかしいんじゃないですか。提案者どうですか。

議長（村田幸隆議員） いや、この問題については。

3番（奥田尚佳議員） 提案者、おかしいんじゃない。

議長（村田幸隆議員） ちょっと待ってください。

議会運営委員会とか全員協議会で、議論はしてありませんけれども、要はこういうものを出すよと。

3 番（奥田尚佳議員） 議論。

議長（村田幸隆議員） やかましいな、ちゃんと聞きなさい。

議長が発言しておるときは黙っていなさい。

ですから、こういうことで、両委員会では、全協でも議論はしておりませんが、しかし、これまで提出するまでの期間がありますから、疑問があれば、提出者に対していろんな形で、様々な形で議論をする機会がありますから、それまでそういう行動がなかったわけでありますから、今回出して、ここで質疑をして、議論がなかったらどうするんだというようなことは、私は、いかがなものであろうかと思えます。

もし、提案者、答えられるようであれば。

2 番、内山議員。

2 番（内山將文議員） 日にち、日付については、先ほども述べましたように、来年 1 月召集の通常国会の関連法案の後押しとなるように、意見書を提出したいと思うものであります。

また、実態については、尾鷲市の実態については、私も身の回りで、不妊に悩む方がもうおられますし、相当数おられるということも認識しております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 3 番、奥田議員。

3 番（奥田尚佳議員） ちょっと申し上げたい。議長に申し上げたいんですけど、これ、やっぱり本会議場ですから、本会議場で決を採って決めることですから、あくまでも。

議長（村田幸隆議員） 分かっています。

3 番（奥田尚佳議員） だから、今日が本当の議論なんですよ。

議長（村田幸隆議員） 分かっていますよ。

3 番（奥田尚佳議員） ですから、議運や全員協議会では、議論一切していませんから、ここで議論するんですから。

議長（村田幸隆議員） 質疑ですから、質疑ですから、その辺をわきまえてやってくださいということ。

3 番（奥田尚佳議員） だから、分かる。ですから、尾鷲市としてどうなのかということと、それからこの内容、所得制限の撤廃、助成制度の拡充は早急に解決しなければ、喫緊の課題であるということを書かれていますけれども、この課題は、もう既に解決している状況でございまして、だから私が申し上げているのは、今

日の日付でいいのかということを確認しているだけの話でして、だから、もう一遍、ちょっともう一遍、お聞きしますが、相当数いらっしゃるというのは、何件ぐらい今、尾鷲市として、ケース的にあるのか、どのように把握しているのかということ、もう一度教えてください。こういう表現で、今日の日付でよろしいのか。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 何件という数字は把握しておりませんが、私の身の回りでも相当数おられます。

あと、この文言については、やはり現時点で課題解決がされてきている中であったとしても、問題、この下の記述にもあるように、課題となる選択肢の配慮とか、そういった整合性や相談体制の拡充について意見するものであります。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっとよく分からなかったんですけど、やはり提案者として、これを出す場合に、やっぱり尾鷲市の実態というものをきちっと数字的にも確認していくべきだと思いますし、それをちょっと申し上げます。それと、でも、これ、もう整理されてきているじゃないですか、厚生労働省で。私は、お聞きしているのは、今日の日付で本当によろしいですかということ、もうちょっと、やっぱり先ほども、楠議員も言われていたように、各地見ると11月にやっているところとか結構あるんですよ。だから、今、これをこの日付で出すということに対して、本当にいいのかということ、ちょっと思うんですけど、その辺のところを、もう一度お願いできますか。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山將文議員） 11月に出したところもあるでしょうが、12月に出すところもありますので、問題ないと考えます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） でも、やっぱり意見書というのは、思いを言うなということですけども、これからちょっと微妙なところとか、国にきちっと尾鷲市として、これは言っておかないかなということ、議会として言うことだと思うんです。もう、これ進んでいること、ごさいます、私は否定しているわけじゃないですよ。表現的にも、解決している問題なのに喫緊の課題だという、これを受け取った厚生労働大臣なんかも、え、今日、12月、今日何日だったかな、22日の日付で行くと思うんですけど、12月22日の日付でこんな、こんな来

るのかよ、尾鷲市はという違和感をやっぱり覚えると思うんです。

ですので、もうちょっと、これはよく考えて意見書出されたほうがよろしいかな、意見を言うと、また、議長怒られるのであれですけど、それだけちょっと申し上げておきます。

議長（村田幸隆議員） 2番内山議員。

2番（内山將文議員） ですから、先ほども述べましたように、本同意書は、保険適用拡大により、不妊に悩む方々の経済負担を和らげることで、少子化対策を進めるものであり、一刻も早く実現していただきたいものであります。

それと同時に、この記述にあるように、課題となる治療を受ける人の選択肢への配慮、実施されるまでの整合性について、そしてその相談体制の拡充について意見するものであります。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 最後と言っているのに、またそういう提案者がそうやって言うてくるので、またもうちょっと一言、すみません、しつこくなるかもしれませんが、いや、私は申し上げているのは、この内容でいいのかということをお願いしているんです。これ、やっぱり、一刻も早くという思いは皆さん同じだと思うんです。ですので、この表現で、本当に、今、進んでいる厚生労働省は必死になって今やっているわけです。それで、もう1月からもう動き、助成額も増やして、それで、もう所得制限も撤廃するという、もうあと、今日何日ですか、22日、そのあと、もう9日、10日後には、もうこれ実現しているわけです。そういう中で、この今日の12月22日の日付で、内閣総理大臣と厚生労働大臣宛に出すわけですから、今日の日付で。この内容で本当にいいのかということをお願いしているのであって、それだけちょっと申し上げておきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第12、発議第13号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、7日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会には、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」をはじめとする議案10件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 去る12月7日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和2年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時56分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 内 山 將 文